

## 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人風に立つライオン基金（以下「この法人」という。）定款第14条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事及び監事のうち、この法人を主たる勤務場所として週3日以上の日数をこの法人の業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 執務理事とは、非常勤理事のうち、別表2に規定する従事実績を有する者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (常勤役員の報酬)

第3条 この法人の常勤役員に対する定例報酬月額は、別表1「常勤役員俸給表」のとおりとする。

- 2 常勤理事の報酬月額は、俸給表のうちから、理事長が評議員会の承認を得て決定する。
- 3 常勤監事の報酬月額は、俸給表のうちから、評議員会において決定する。
- 4 月の途中で常勤役員に就任したとき、常勤役員を退任したとき又は解任されたときは、報酬は日割計算により支給するものとする。
- 5 報酬月額の計算期間は毎月、前月16日より15日までとし、支給日は25日（当該日がこの法人の休日に当たるときはその前日、以下順次繰り上げ）とし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むものとする。

### (執務理事の報酬)

第4条 執務理事に対する報酬額は、当該理事の勤務実績に応じ、別表2の規定に基づき、評議員会で予め承認された範囲のうちから、理事長が決定するものとする。

- 2 報酬額の計算期間は毎月、前月16日より15日までとし、支給日は25日（当該日がこの法人の休日に当たるときはその前日、以下順次繰り上げ）とし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むものとする。

### (非常勤役員及び評議員の報酬)

第5条 この法人は、非常勤役員及び評議員の勤務の態様に応じ、各人の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、別表2「非常勤役員等の勤務態様による支給基準」の定めに基づいて支給するものとする。

(賞与)

第6条 この法人の常勤役員に対して定例報酬とは別に、賞与を支給することができる。

2 賞与は、毎年4月1日からその年の9月30日までの間、又は10月1日から翌年3月31日までの間に、それぞれ在任した役員に支給する。在任期間が6ヶ月未満の場合には、6ヶ月に対する在任期間の割合に応じて支給する。支給日については職員に対する支給日と同じとする。

3 賞与の額は、当該役員が9月30日又は3月31日現在において受けるべき月例報酬に2.5を乗じて得た額を上限とし、理事長が評議員会の承認を得て決定するものとする。

(講師及び実演並びに原稿執筆等に対する謝金)

第7条 役員等に対して、この法人の理事としての職務とは別に、当該役員等が専ら生業とする分野において、理事長よりセミナー、講演会若しくはシンポジウムなどの催事における講師及びコンサート若しくは被災地への慰問活動での実演を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときは、別に定める役員等の講師及び実演並びに原稿執筆等に対する謝金の支払に関する規則に基づき各謝金を支給することができる。

(退職慰労金)

第8条 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じて別表3「常勤役員退職慰労金の算出要領」の定めにより算出した金額を上限とし、評議員会の承認を得て支給することができる。

(役員等の費用)

第9条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担する費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、その額は別表4「役員等に対する費用の支払い額」によるものとする。

2 常勤役員には通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改訂)

第11条 この規程の改訂は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。(平成28年9月22日評議員会議決)

改訂

平成28年12月8日評議員会議決

平成29年1月23日評議員会議決

平成29年2月5日評議員会議決

平成30年3月22日評議員会議決

(別表) 常勤役員俸給表

(単位：円)

号棒	月額	号棒	月額	号棒	月額	号棒	月額
1	50,000	11	100,000	21	300,000	31	560,000
2	55,000	12	120,000	22	325,000	32	590,000
3	60,000	13	140,000	23	350,000	33	620,000
4	65,000	14	160,000	24	375,000	34	650,000
5	70,000	15	180,000	25	400,000	35	680,000
6	75,000	16	200,000	26	425,000	36	710,000
7	80,000	17	220,000	27	450,000	37	750,000
8	85,000	18	240,000	28	475,000	38	800,000
9	90,000	19	260,000	29	500,000	39	850,000
10	95,000	20	280,000	30	530,000	40	900,000

別表2 非常勤役員及び評議員の勤務態様による報酬支給基準

## 1. 非常勤役員及び評議員に対する報酬の支給

(1) 非常勤理事には、理事会出席の都度、10,000円を報酬として支給することができる。

(2) 非常勤監事には、監査業務に対する報酬として、月額25,000円の報酬を支給する。

②月の途中で監事に就任したとき、監事を退任したとき又は解任されたときは、報酬は日割計算により支給するものとする。

③報酬は、月額をもって毎月25日（当該日がこの法人の休日に当るときはその前日、以下順次繰り上げ）に通貨又は本人の指定する本人名義の金融機関口座への振込みにより支給する。

(3) 評議員には、評議員会出席の都度、30,000円を報酬として支給する。

## 2. 執務理事に対する報酬の支給

執務理事が、理事会の承認を経て理事長が依頼した、この法人の事業遂行に必要となる書類作成等の事務作業又は関係先との渉外等の業務を執り行ったときは、以下の基準に基づき、月額報酬を支給することができる。

ア) 月のうち通算で2日以上勤務実績のある非常勤理事については、別表1に定めた俸給表の1号俸の報酬額を支給する。

イ) 週1日又は月のうち通算で4日以上勤務実績のある非常勤理事については、別表1に定めた俸給表の1号俸から7号俸の範囲の報酬額を支給する。

ウ) 月のうち通算で6日以上勤務実績のある非常勤理事については、別表1に定めた俸給表の1号俸から11号俸の範囲の報酬額を支給する。

エ) 週2日又は月のうち通算で8日以上勤務実績のある非常勤理事については、別表1に定めた俸給表の1号俸から15号俸の範囲の報酬額を支給する。

別表3 常勤役員退職慰労金の算出要領

削除

#### 別表4 役員等に対する費用の支払い額

##### 1. 交通費

理事会及び評議員会その他これらに類する会議に出席する為、又は監査業務の実施の為に要する交通費の支払いについては、この法人の職員給与規程に基づく旅費とし、実費精算とする。

##### 2. その他

職務遂行の為に実際に要した費用（前項に掲げるものを除く。）については、使途を明確に示し、領収証等の証憑を添付して請求するものとし、理事長の承認を得て精算するものとする。